

鳥取県におけるいじめ問題の取組の成果と課題

1 いじめ問題への取組の目標と方策

◆いじめ問題への取組の目標

「いじめの重大事態をなくす。」

◆方策

上記の目標を達成していくための方策として以下のことに力を入れて取り組む。

＜いじめの積極的な認知＞

いじめの定義を正しく理解し、些細なものやいじめの兆候と思われるものも早期に積極的に認知していくことで、児童生徒が関わっているいじめを見逃さずことなく教職員が対応するスタートであると考えている。

＜組織的対応による早期発見・早期支援＞

教職員がいじめを発見したり相談を受けたりしたとき、一人の教職員で抱え込まず学校組織で対応することにより、より適切な支援・指導につなげることができる。

2 これまでの取組

本県では「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」に沿った取組を進めている。

① 未然防止

- ・教職員の資質向上のための取組、児童生徒の人権意識の向上のための取組、保護者への啓発のための取組（人権教育課）
- ・「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」による取組、児童生徒の啓発のための作品コンクールの実施（いじめ・不登校総合対策センター）

② 早期発見・対応

- ・「とっとりSNS相談」の実施（健康政策課）
- ・いじめ発見等のためのアンケート実施の推進、「SNSを活用したいじめの通報システム」の導入（いじめ・不登校総合対策センター）

③ 重大事態への対応

- ・国および県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に則った対応についての指導・助言（いじめ・不登校総合対策センター）

3 平成30年度鳥取県いじめの状況（平成30年度県独自調査による）

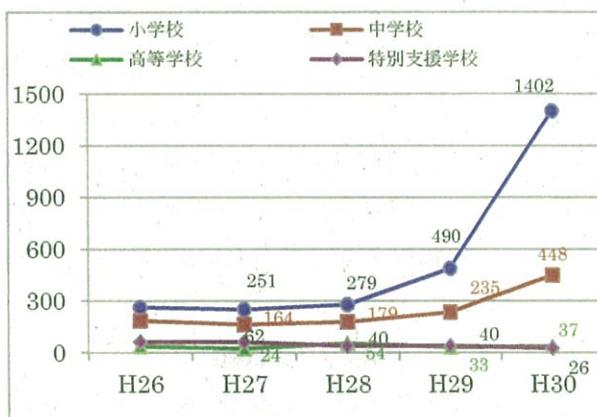
(1) いじめの認知

- ・特に小学校と中学校において大幅に増加した。
- ・軽微ないじめの認知が増えており、各学校において、法律の定義に則した組織的ないじめの認知及び対応がなされるようになり、早期対応が進んでいる。
- ・一年間いじめを認知しなかった学校も減っており、中学校ではすべての学校において認知が行われた。
- ・認知が少なかった小学校低学年における認知数も増加している。

【学校におけるいじめの認知状況（公立のみ）】

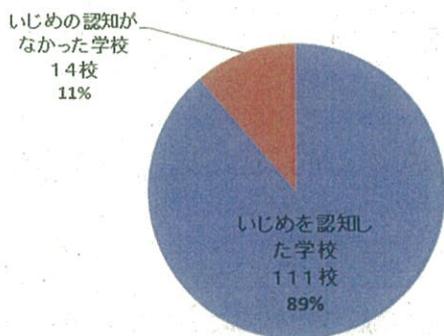
いじめ認知件数の推移（H26 - H30）（単位：件）

鳥取県(公立)	H26	H27	H28	H29	H30
小学校	264	251	279	490	1402
中学校	187	164	179	235	448
高等学校	38	24	54	33	37
特別支援学校	63	62	40	40	26
計	552	501	552	798	1913
認知件数/千人	8.7	8.7	9.6	14.2	22.6

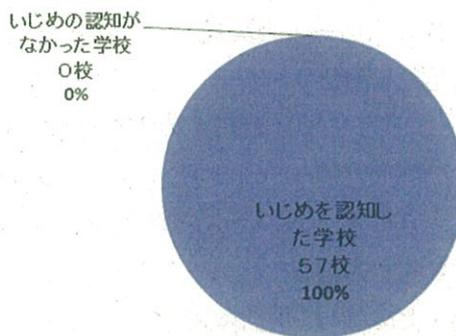


【平成30年度いじめ認知の割合】

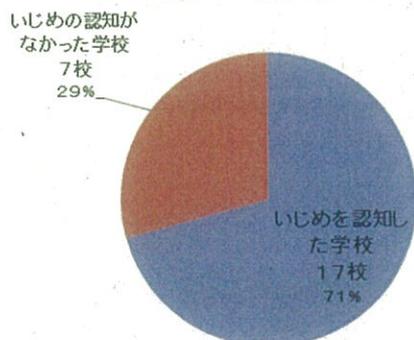
H30いじめ認知の割合(県内公立小学校)



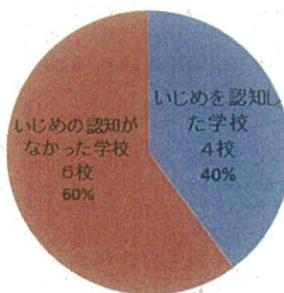
H30いじめ認知の割合(県内公立中学校)



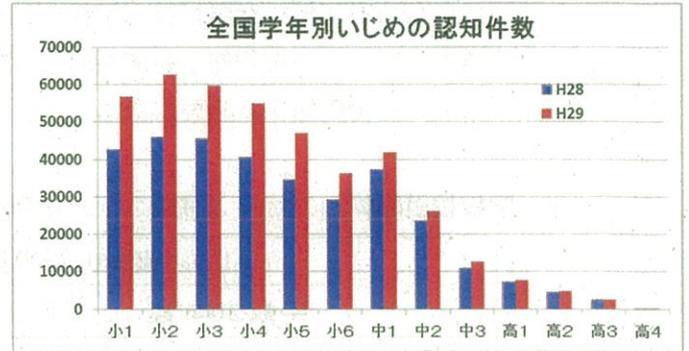
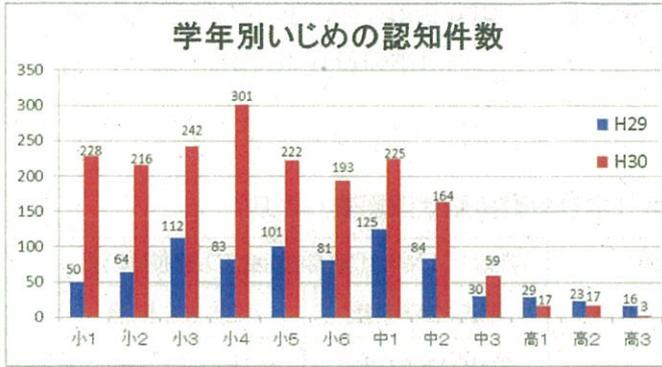
H30いじめ認知の割合(県内公立高等学校)



H30いじめ認知の割合(県内公立特別支援学校)

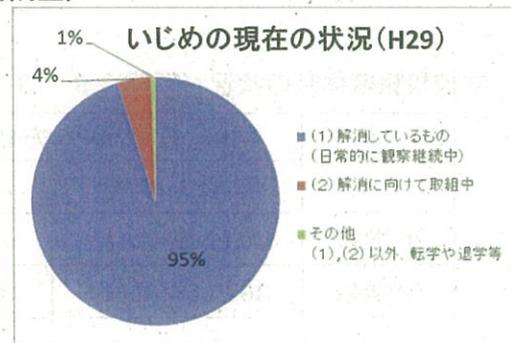
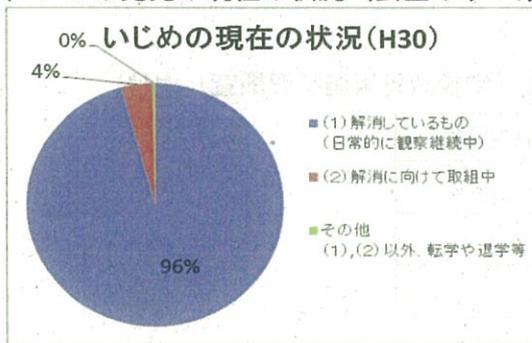


【学年別いじめの認知件数】



○平成29年度は全国と比較すると小学校低学年のいじめの認知が少ない傾向があったが、平成30年度はほぼ全国と同じような傾向に近づいた。

(2) いじめ発見の現在の状況 (公立のみ：県独自調査)

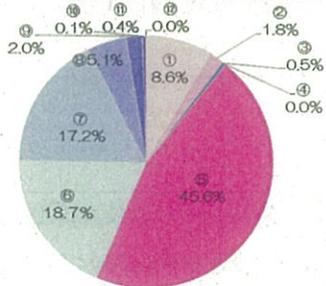


【参考】鳥取県の「教育に関する大綱」における指標：「いじめが解消しているもの」の割合が95%を上回る。

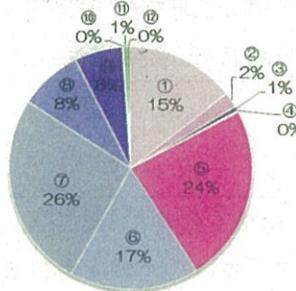
(3) いじめ発見のきっかけ

前年度と比較して「アンケート調査など学校の取組により発見した」割合が小学校で2倍、中学校では3倍となっており、学校が積極的にいじめの発見に努めていることがうかがえる。

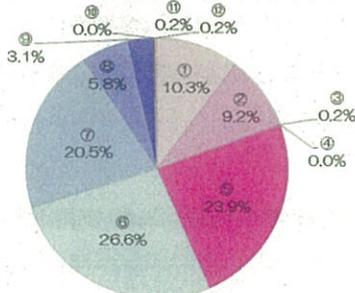
H30 いじめ発見のきっかけ(小学校)



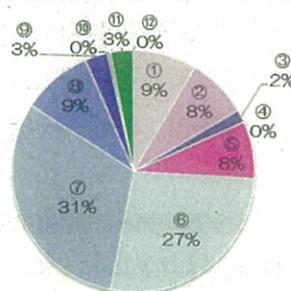
H29いじめ発見のきっかけ(小学校)



H30 いじめ発見のきっかけ(中学校)



H29いじめ発見のきっかけ(中学校)



(円グラフにおける数字の内容)

- ①学級担任が発見した。
- ②学級担任以外の教職員が発見した。
- ③養護教諭が発見した。
- ④スクールカウンセラー等の相談員が発見した。
- ⑤アンケート調査など学校の取組により発見した。
- ⑥本人からの訴え
- ⑦当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え
- ⑧児童生徒(本人を除く)からの情報
- ⑨保護者(本人の保護者を除く)からの情報
- ⑩地域の住民からの情報
- ⑪学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報
- ⑫その他(匿名による投書など)

(4) 学校組織体制の状況

いじめを認知した学校数と学校いじめ対策委員会の実施状況に差があるので、学校が組織としていじめを認知し対応を進めるために、学校いじめ対策委員会の役割、メンバー等について再周知する必要がある。

学校校組織体制の状況（平成29、30年度「学校教育実施状況調査」より）

	いじめを認知した学校数		学校いじめ対策委員会の実施状況	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
小学校	103校(82.4%)	111校(88.8%)	80校(64.0%)	92校(73.6%)
中学校	51校(89.4%)	57校(100%)	45校(78.9%)	48校(84.2%)

学校いじめ基本方針のHP掲載も増加しているが、さらに保護者の理解・協力も得るために保護者への周知（文書、会合等の活用）を引き続き図りたい。

学校校組織体制の状況（平成29、30年度「学校教育実施状況調査」より）

	学校いじめ基本方針のHP掲載	
	平成29年度	平成30年度
小学校	82校(65.6%)	97校(77.6%)
中学校	30校(84.2%)	40校(70.2%)

(5) いじめの早期発見、積極的認知で成果があった具体例

早期発見し、学校組織で適切に対応することによって、早期解消に向かう事例が増えている。

【事例】

加害男児AがBに対してからかうような言葉を言うことが何度もあり、Bが担任に訴えた。いじめ防止対策委員会で関係児童の聞き取りを行い、いじめと認定する。個別指導と学級指導を行うことに決定する。AはBに対して軽い気持ちでしていたこと、Bも他の児童をからかっていたことが確認された。互いに謝罪し、学級でも全体指導する。その後は良好な関係を保っている。

【具体的な取組例】

県内のある小学校では、日々の学校生活の中で起こるいじめや子どもたち同士のトラブル等を教職員が付箋やメモ用紙に記録して、教頭先生（いじめの集約担当）の机の上に置いてある1冊のノートにその都度貼り付けることで一元化しています。

教頭は緊急性の高いものに関しては即座に対応方針を決め対応しています。そのほかの事案についてはノートに貼り付けられた内容を一覧表（日にち、被害児童名、加害児童名、事案概要、対応等を記載）に整理しまとめて、職員会議や各会議等で内容を情報共有します。（事案の変化もわかりやすくまとめています。）

1冊のノートに一元化することによって、全校児童に係る出来事と対応を確実に把握し、適切な指導・支援へとつなげています。また、教職員がそれぞれの立場でカウンセリングにつないたり、児童や保護者への素早いアプローチを行ったりするなど、組織的・継続的な取組となっています。